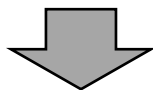


## 各部会を定期開催とすることについて

- 平成 28 年度は改正行政不服審査法の施行初年度であり、諮問がなされる頻度が不明であったため、各部会を不定期開催としていたが、平成 29 年度は、部会ごとに月 1 回の定期開催としていた（第 1 部会は第 1 火曜日開催、第 2 部会は第 3 火曜日開催）。



- 平成 30 年度について、6 月の部会開催日は以下のとおりとしてはどうか。

第 1 部会：6 月 11 日（月）14 時から

第 2 部会：6 月 21 日（木）10 時から

- 7 月以降は、部会ごとに月 1 回の定期開催としてはどうか。

### <定期開催日案>

第 1 部会：毎月第 1 月曜日 14 時開催

第 2 部会：毎月第 3 火曜日 14 時開催

※ 定期開催日はあくまで原則とし、不都合が生じた場合はその都度調整。

# 【福岡県行政不服審査会】平成30年度年間スケジュール(案)

## 4月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	祝					

## 5月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
			祝	祝		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
総会						
28	29	30	31			

## 6月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
第1部会						
18	19	20	21	22	23	24
			第2部会			
25	26	27	28	29	30	

## 7月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
第1部会						
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
祝	第2部会					
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

## 8月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
第1部会						
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
	第2部会					
27	28	29	30	31		

## 9月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
第1部会						
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
祝	第2部会					
24	25	26	27	28	29	30
祝						

## 10月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
第1部会						
8	9	10	11	12	13	14
祝						
15	16	17	18	19	20	21
	第2部会					
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

## 11月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
第1部会						
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
	第2部会			祝		
26	27	28	29	30		

## 12月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
第1部会						
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
	第2部会					
24	25	26	27	28	29	30
祝						
31						

## 31年1月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
	祝					
7	8	9	10	11	12	13
			第1部会			
14	15	16	17	18	19	20
祝	第2部会					
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

## 2月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
第1部会						
11	12	13	14	15	16	17
祝						
18	19	20	21	22	23	24
	第2部会					
25	26	27	28			

## 3月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
第1部会						
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
	第2部会		祝			
25	26	27	28	29	30	31

※ 第1部会:原則として毎月第1月曜日14時からの開催を予定(1月のみ年始休みを考慮し、第1木曜日開催とする予定)。

第2部会:原則として毎月第3火曜日14時からの開催を予定。